

2019-12 税務・労務・法務情報

12月公布のBIR規則です。

RMC (Revenue Memorandum Circular)

2019-118 従業員TIN取得オンライン化

法人の従業員のTIN取得申請について、BIRウェブサイトから「利用者登録」を行うことで、e-Registration(eREG)システムを通じて、行うことが可能となりました。

2019-121 源泉徴収証明書のパソコン発行可能に

BIR様式2306（最終源泉税）、2307（控除可能源泉税）、2316（給与源泉税）の発行について、パソコンによる電子データによることが可能となりました。

2019-122 TOP2万社の半期報告書廃止

比国の源泉徴収制度は複雑なものです。昨年度から施行されているTWA (Top Withholding Agent) 制度の前には、TOP 2 万社指定制度がありました。（全ての取引について源泉徴収義務を課するという悪法です）このTOP 2 万社制度はTWA 制度に完全に統一されておれば分かりやすいのですが、制度としてはまだ併存しています。この旧制度下において規定されていた半期報告書（通常取引業者リストの提出）を廃止するという通達です。

2019-124 源泉徴収年次報告の提出期限延長

給与源泉（1604C）、最終源泉（1604F）及びアルファリスト等の年次報告の提出期限を1月31日から2月28日まで延長するというものです。理由は、新様式の準備が間に合わないということです。

2019-126 源泉徴収証明書の旧様式使用可能に

様式2306（最終源泉証明書）、様式2307（控除可能源泉証明書）、様式2316（給与源泉証明書をコンピューター出力している場合は、旧様式でのアウトプットを2019年12月末までの取引について認めるというものです。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇔日本語翻訳業務担当)

Tsuji & Associates Inc.